議員提出第3号議案

大田区就学援助費支給条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成27年11月12日

大田区議会議長 松原 茂登樹 様

提出者

 大 竹 辰 治
 清 水 菊 美
 藤 原 幸 雄

 菅 谷 郁 恵
 金 子 悦 子
 黒 沼 良 光

 佐 藤
 伸 福 井 亮 二
 荒 尾 大 助

大田区就学援助費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者等に対し、学用品を購入する等のために必要な費用の一部を支援する就学援助費(以下「就学援助費」という。)を支給することにより、小学校及び中学校

における義務教育を円滑に実施することを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 児童 学校教育法第1条に規定する小学校(特別支援学校を除く)及び大田 区立館山さざなみ学校に就学する児童をいう。
 - (2) 生徒 学校教育法第1条に規定する中学校(特別支援学校を除く)に就学する生徒をいう。
 - (3) 保護者等 大田区内に住所を有し、児童又は生徒と同一の生計を営む児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条に規定する保護者又は二部中学校に在学する生徒をいう。
 - (4) 世帯 児童又は生徒と同一の生計を営む二親等までの親族及び保護者等をいう。
 - (5) 所得金額 分離課税所得を含む総所得金額をいう。

(支給対象者)

- 第3条 就学援助費の支給対象者は、次のいずれかに該当する世帯に属する保護者等とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助が行われている世帯
 - (2) 生活保護法第6条第2項の規定による保護を必要とする状態で、前号の扶助が行われていない世帯又は申請年度中において生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止が決定された世帯
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成25年法律第106号)第14条 の規定による支援給付を受けている世帯
 - (4) 世帯の前年所得金額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づいて、次の通り算定した額に満たない世帯(第1号及び第3号に規定する世帯を除く。)

【生活扶助居宅(第 I 類) +生活扶助居宅(第 2 類) +教育扶助基準額+教育 扶助学習支援費+教育扶助学級費等×12か月】+生活扶助期末一時扶助費×1.3 +教育扶助学校給食費×11か月+住宅扶助家賃・間代・地代等×12か月

- (5) 前各号に掲げる世帯のほか大田区教育委員会(以下「教育委員会」とい
- う。) が特に必要と認めた世帯

(就学援助費の受給資格認定区分、至急費目及び支給金額等)

- 第4条 前条第1号及び第3号に該当する支給対象者の受給資格認定区分を「要保護」とし、支給する費目及び金額等は教育委員会が決めるものとする。
- 2 前条第2号、第4号及び第5号に該当する支給対象者の受給資格認定区分を「準要保護」とし、支給する費目及び金額等を別表2のとおりとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校が徴収しない費用、大田区就学奨励費支給要綱(平成18年3月31日付け18教学発第1346号)に基づき支給される就学奨励費及び同様の主旨で支給される他の地方公共団体の補助金と重複する費用については支給しない。

(就学援助費の受給申請及び制限)

- 第5条 教育委員会は毎年度の初めに就学援助費受給希望調査書(第1号様式。以下「調査書」という。)及び就学援助費受給申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)を保護者等に配布し、就学援助費の受給希望の有無を確認するものとする。
- 2 大田区立小中学校に在籍する児童生徒の保護者等が申請を行う場合は、調査書 及び申請書を当該学校の学校長又は教育委員会に提出するものとする。
- 3 大田区立以外の小中学校に在籍する児童又は生徒の区内在住保護者等が申請を 行う場合は、調査書及び申請書を教育委員会に提出するものとする。
- 4 前2項の申請書には、当該年度の区市町村民税の課税状況を証する書面を、生活保護を受給している者にあっては生活保護受給証明書を、添付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳、住民課税台帳又は生活保護世帯台帳 で課税状況又は生活保護受給の有無が確認できた場合、前項に規定する書面及び 証明書の添付を省略することができる。
- 6 第2項及び第3項に規定する申請書の提出期限は、当該年度の2月末日とする。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者が前条による申請を取り下げるときは、就学援助費受給申請書取下書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(補正及び申請の却下)

- 第7条 教育委員会は、申請書類に不備があった場合は、申請者に対し、「就学援助費の審査の保留について」(第4号様式、第4号の2様式)により、期限を定めて申請の補正を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、申請者が定められた期限までに補正を行わない場合、教育委員会は、申請を却下することができるものとする。
- 3 教育委員会は、却下することを決定したときは、就学援助費受給申請却下通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(受給資格の認定及び支給)

- 第8条 教育委員会は、申請書の提出を受けたときは速やかに審査を行い、第4条 第1項及び第2項の区分に従い受給資格を認定したときは、就学援助費認定通知 書(第5号様式)により、認定しないことを決定したときは就学援助費否認定通 知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 就学援助の受給資格の認定日は、申請日とし学校長を経由して申請書を提出した場合は、学校長に提出した日を申請日とみなす。
- 3 受給資格の認定機関の終了日は、当該年度の3月31日とする。
- 4 就学援助費は、認定期間中、月単位で支給し、転出等による終了についても日 割り支給等は行わず、その転出日を認定期間の終了日とする。

(支給の方法)

第9条 就学援助費の支給は、就学援助費の受給資格認定を受けた者(以下、「受給者」という。)が指定する金融機関口座に振込む方法により行う。ただし、医療費については、医療機関の発行する診療報酬請求書に基づき、当該医療機関が指定する金融機関の口座に振込む方法により行う。

(支給の時期)

- 第10条 就学援助費の支給は、毎年3月、7月及び12月にそれぞれの当月までの分を一括して支給する。
- 2 次のいずれか該当するものについては、9月に支給する。
- (1) 4月から7月までに実施された移動教室及び就学旅行で、7月に就学援助費が支給できなかった場合
- (2) 7月1日から8月31日までに受給資格の認定を受けた者で7月に就学援助 費が支給できなかった場合

3 教育委員が追加支給すべき費用と認めた場合は随時支給する。

(生活保護法による係る申出)

- 第11条 受給者は申請年度中、新たに第3条第1号又は第2号に該当した場合、速やかに教育委員会に申し出なければならない。
- 2 前項について、教育委員会は、福祉事務所から確認が得られた場合、受給者の 申出を待たずに支給決定を変更することができるものとする。

(支給の取消し)

- 第12条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助 費の認定を取り消すことができる。
 - (1) 不正な方法により就学援助費の支給決定を受けた場合
 - (2)対象となる児童及び生徒が、学校教育法に規定する小学校、中学校又は大田 区立館山さざなみ学校に就学しなくなったとき
 - (3) その他教育委員会が受給者としての要件がないと認めた場合
- 2 教育委員会が前項による取消しを行った場合は、受給者に対して就学援助費認 定取消通知書(第8号様式)により通知しなければならない。

(就学援助費の返還)

第13条 受給者は、前条に基づき就学援助費の認定を取り消された場合は、すでに 支給を受けた就学援助費を、遅滞なく返還しなければならない。ただし、教育委 員会は、必要と認めた場合には、返還を免除することができる。

(受給の辞退)

- 第14条 受給者は、就学援助費の受給を辞退するときは、教育委員会に就学援助費 受給辞退届出書(第9号様式)により届け出なければならない。
- 2 前項の規定により就学援助費の受給を辞退した場合は、教育委員会が就学援助 費受給辞退届出書を受理した日の属する月を持って就学援助費の支給を終了とす る。

(その他)

第15条 この条例の実施に必要な事項は要綱で別に定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

経済的理由で就学困難な児童及び生徒に学用品購入等の援助を行うことにより、

義務教育の円滑な実施及び教育の機会均等を実現するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。